

鋸南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)23年度の 人件費率
24年度	人 8,873	千円 3,980,002	千円 182,968	千円 777,016	% 19.5	% 19.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 88	千円 296,457	千円 28,931	千円 102,409	千円 427,797	千円 4,861	千円 5,537

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実 施	平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 7級 9.77%、6～3級 7.77%、2～1級 4.77% ラスパイレス指数について H25.4.1 102.6(参考値:96.3) H25.7.1 97.4	

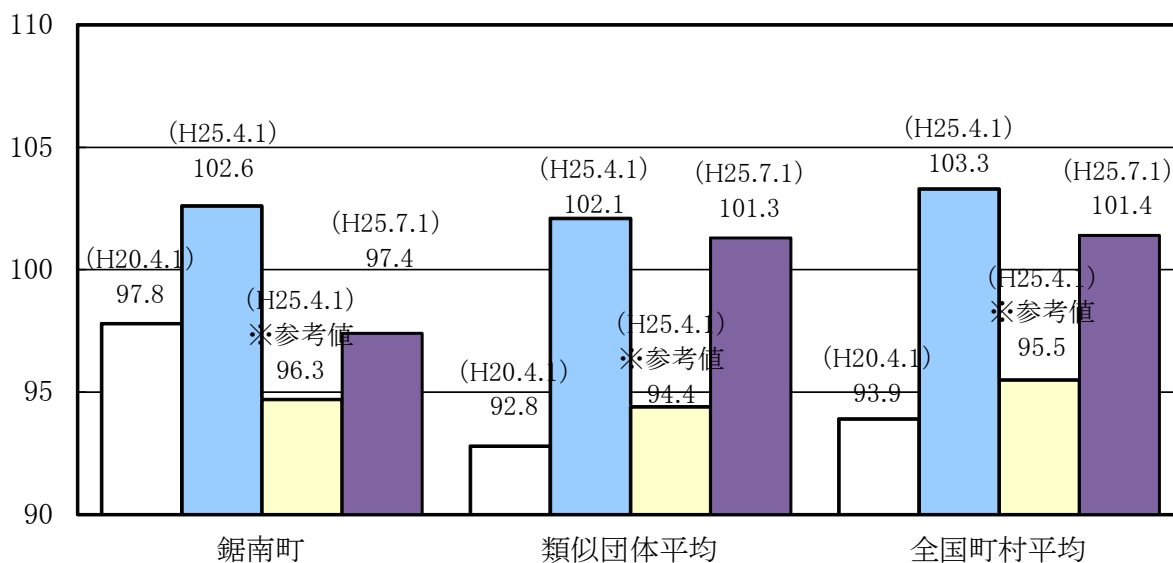
(その他)

鋸南町では、特別職及び職員の給与等の減額を実施しています

(平成 25 年 7 月 1 日現在)

区分	減額措置	内 容	実施期間
一般職	給料月額	一般職 3%減額	H19.1.1～H25.6.30
		管理職 4%減額	
		一般職・管理職 平均 7.8%減額	
	管理職手当	管理職 50%減額	H12.4.1～H26.3.31
役職加算	対象職員 3～5%減額		
特別職	給料月額	町長 30%減額	H17.4.1～H26.3.31
		副町長、教育長 20%減額	
	報酬月額	議長、副議長、議員 10%減額	H19.6.1～H26.3.31
	役職加算	町長、副町長、教育長 支給なし	H12.4.1～H26.3.31
	期末手当	町長、副町長、教育長 1.4月分の減	

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数指数である。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鋸南町	42.8歳	309,563円	327,248円	321,017円
千葉県	43.1歳	339,336円	429,810円	387,879円
国	43.1歳	307,220(332,446)円	—	376,257(405,463)円
類似団体	42.8歳	312,396円	354,333円	338,428円

②技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
鋸南町	52.1歳	257,826円	259,446円	257,826円
千葉県	51.8歳	326,514円	381,507円	361,276円
国	49.9歳	272,119(286,850)円	—	309,534(325,400)円
類似団体	49.3歳	271,309円	293,088円	282,229円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		鋸南町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	178,800円	163,987(172,200)円
	高校卒	146,200円	144,500円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	141,800円	141,900円	—円
	中学卒	—円	129,200円	—円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

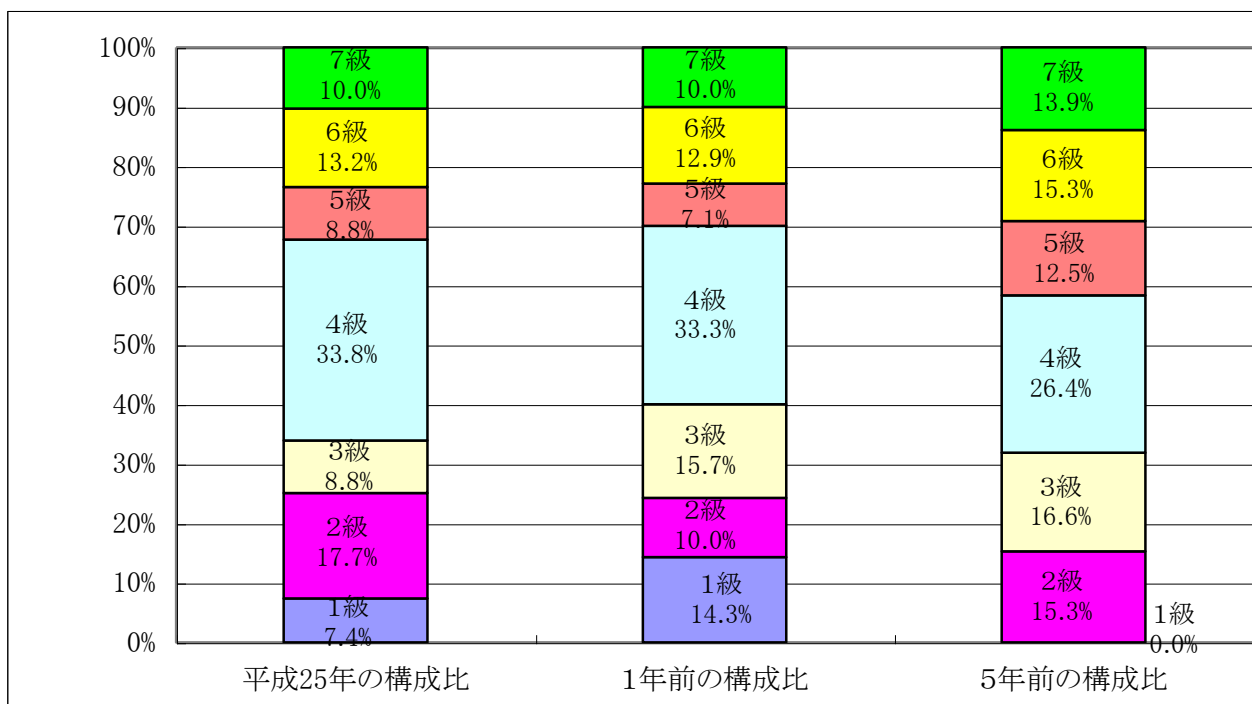
区分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年
一般行政職	大学卒	257,244円	373,227円	—円
	高校卒	223,585円	307,458円	—円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	5人	7.4%	137,200円	243,700円
2級	主事	12人	17.7%	187,800円	307,800円
3級	主任主事	6人	8.8%	224,600円	356,300円
4級	副主査	23人	33.8%	261,900円	393,300円
5級	主査	6人	8.8%	289,200円	413,600円
6級	室長	9人	13.2%	320,600円	427,800円
7級	課長・室長	7人	10.3%	366,200円	465,200円

- (注) 1 鋸南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成25年4月1日における定期昇給においては、1年間の全期間を通して勤務した職員については、一律昇給（標準4号給、55歳以上は2号給）を実施。

※期間中、療養休暇等の期間があった職員については、下位区分（0～3号給）に決定した。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鋸南町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,278千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,637千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務実績の反映は実施していません。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

鋸南町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給制度なし)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 26,396千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給対象外	— %	— 人	0 %

※平成22年度より制度を廃止している。

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		4,265 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		1,066,250円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)		4.5 %	
手当の種類 (手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
往診手当	医師	診療のため往診したとき	診療点数の70%以内
手術手当	医師	手術をしたとき	診療点数の50%以内
医務手当	医師	診療を本務とする職員	病院長 1月 500,000円以内 医師 1月 450,000円以内
研究手当	医師	医学に関し、知識、技術の向上を図る手当	病院長 1月 200,000円以内 医師 1月 150,000円以内
看護手当	看護師・准看護師	看護師等が夜間看護に従事したとき	1回 3,000円
看護業務手当	看護師長代理・主任看護師等	師長代理・主任看護師が一般病棟、外来に従事するとき	師長代理 1月 5,000円 主任看護師等 1月 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	2,484 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	28 千円
支給実績 (23年度決算)	2,347 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	27 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 1人 6,000円 ○16～22歳までの子の加算 1人 5,000円	同		6,863千円	190,625円
住居手当	○借家[家賃12,000円超の場合] 家賃に応じて27,000円を限度に 支給 ○自宅 制度廃止 [経過措置あり:1,500円]	同		1,974千円	85,826円
通勤手当	○交通機関利用者 6ヵ月定期券代を全額 支給(上限なし) ○自動車等利用者 距離に応じて1,000円～ 22,280円を支給	異	○交通機関利用者 1ヵ月55,000円限度 ○自動車等利用者 距離区分相違により 支給額が異なる	2,671千円	55,661円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,200円	同		2,948千円	55,630円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、給料額の5%・2.5%を支給(時間外勤務手当、夜間勤務手当を支給しない)	異	支給区分と支給額の相違	3,232千円	170,081円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給職員が緊急により休日等に勤務した場合8,000円～15,000円を支給	異	支給区分と支給額の相違	574千円	95,667円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日午前5時まで勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同		— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	553,000 円 (790,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 370,000円	
	副 市 区 町 村 長	512,800 円 (641,000 円)	675,000円 / 360,000円	
報 酬	議 長	256,500 円 (285,000 円)	360,000円 / 205,000円	
	副 議 長	207,000 円 (230,000 円)	320,000円 / 164,900円	
	議 員	189,000 円 (210,000 円)	300,000円 / 145,500円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(24年度支給割合) 2.60 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.60 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	790,000円×在職月数×0.35	13,272,000円	任期毎
		641,000円×在職月数×0.25	7,692,000円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

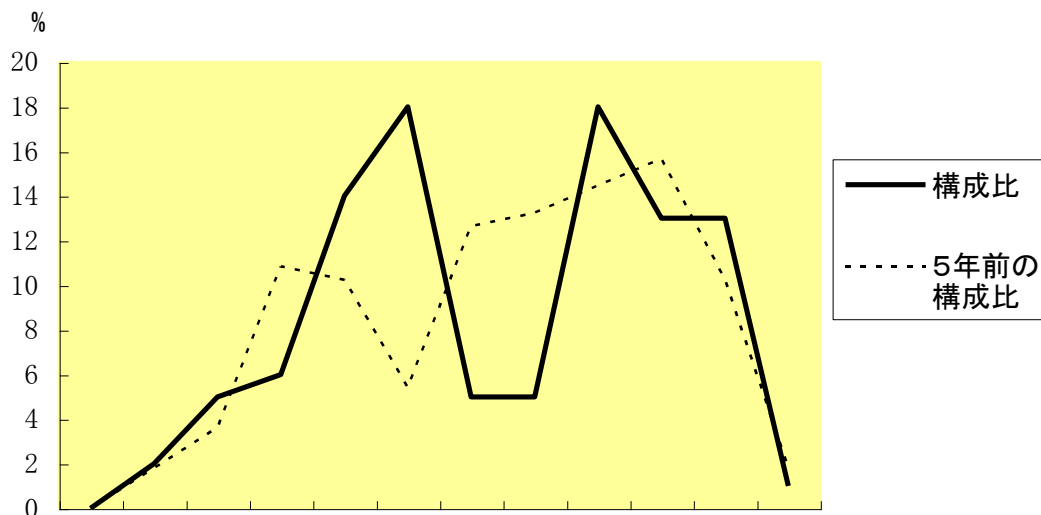
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	15	15		
		税 務	6	7	1	人事異動による増
		民 生	18	17	△1	人事異動による減
		衛 生	12	12		
		農 林 水 産	5	4	△1	人事異動による減
		商 工	5	5		
	土 木	6	6			
		計	69	68	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.64人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 99.99人)
		教育部門	20	20		
		小 計	88	88		<参考> 人口1万人当たり職員数 99.18人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.37人)
公 営 企 業 計 等 部 門		病 院	0	0		
		水 道	7	7		
		そ の 他	4	5	1	退職補充による増
		小 計	11	12	1	
合 計			100 [120]	100 [120]		<参考> 人口1万人当たり職員数 112.70人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
歳	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区分	20歳未満	20歳） 23歳	24歳） 27歳	28歳） 31歳	32歳） 35歳	36歳） 39歳	40歳） 43歳	44歳） 47歳	48歳） 51歳	52歳） 55歳	56歳） 59歳	60歳） 以上	計
職員数	人 -	人 2	人 5	人 6	人 14	人 18	人 5	人 5	人 18	人 13	人 13	人 1	人 100

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	73	72	69	68	69	68	△5(△6.8%)
教育	28	26	21	20	20	20	△8(△28.6%)
消防	—	—	—	—	—	—	
普通会計計	101	98	90	88	89	88	△13(△12.9%)
公営企業等会計計	14	13	12	12	11	12	△2(△14.3%)
総合計	115	111	102	100	100	100	△15(△13.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。